

## 藤枝市一般不妊治療（人工授精）費助成金交付要綱

### （趣旨）

第1条 市長は、少子化対策の一環として、一般不妊治療を受けた夫婦の経済的負担の軽減を図るため、その治療に要する医療費の一部を助成するものとし、その助成に関しては、藤枝市補助金交付規則（平成17年藤枝市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

### （定義）

第2条 この要綱において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

2 この要綱において「一般不妊治療」とは、産科、婦人科若しくは産婦人科又は泌尿器科若しくは皮膚泌尿器科を標榜する医療機関において受けた人工授精をいう。

3 この要綱において「本人負担額」とは、医療保険各法の適用とはならない人工授精による医療の提供を受けた者が負担すべき額をいう。

### （助成対象者）

第3条 一般不妊治療費助成金（以下「助成金」という。）の助成対象者は、次の各号のいずれにも該当する夫婦とする。

- (1) 婚姻が確認できる法律上の夫婦であって、産科、婦人科若しくは産婦人科又は泌尿器科若しくは皮膚泌尿器科を標榜する医療機関において不妊症と診断され、一般不妊治療を受けた者で、申請日において、夫婦の両方が藤枝市に住所を有するもの（夫婦のいずれか一方が単身赴任等で藤枝市外に住所を有する場合にあっては、他方が藤枝市に住所を有するものを含む。）。ただし、当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳以上であるものを除く。
- (2) 夫婦の前年の所得（1月から5月までの間に申請をする場合は、前々年の所得）の合計額が730万円未満であること。この場合において、所得の範囲及び所得の額の計算方法は、それぞれ児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条及び第3条の規定を準用する。

(助成の対象経費)

第4条 助成の対象とする経費は、一般不妊治療に要した費用であって、次に掲げる費用とする。

- (1) 事前検査として実施する精子の細菌学検査費用及びH I Vなどの感染症検査費用
- (2) 採精（事前採取も含む。）費用
- (3) 精子の事前採取から人工授精当日までの凍結保存料（通常、人工授精施行当日に採取するが、夫の都合により人工授精当日に来院できない場合に限る。）
- (4) 精子の濃縮、精子の清浄等に要する費用
- (5) 排卵誘発のためのH C G注射
- (6) 精子を子宮内に注入するために要する費用
- (7) 人工授精後、感染予防のため、服用する抗生剤等

(助成内容)

第5条 助成額は、1組の夫婦に対して、人工授精を受けた日の属する年度（4月から翌年3月までの1年間）ごとに、前条に定める治療に係る本人負担額（医療保険各法に基づく保険者又は共済組合の規約等の定めるところにより、人工授精に関する任意の給付（付加給付）が行われる場合は、その額を控除した額）の10分の7以内の額とし、63,000円を限度とする。

2 助成期間は、助成を開始した診療日の属する月（以下「助成開始月」という。）から継続する2年間とし、この事業に類似する県内の他市町が行った助成期間もこれに含むものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その期間を延長又は再設置するものとする。

- (1) 医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合、当該中断期間のうち助成のなかった月数以内で、助成期間を延長するものとする。
- (2) 本事業による助成金の交付を受けた夫婦が子供を得て、その後更に次の子供を得るために人工授精を行う場合、助成期間はその時から再び2年間設置するものとする。ただし、第3条第1号ただし書に規定する妻の年齢は、再設置後の治療期間の初日を基準とする。

3 前2項の規定にかかわらず、助成開始月が年度途中である場合において、第1年度目の助成期間が12か月未満で、かつ、助成額が63,000円未満の場合は、第3年度目の治療について、第1年度目の12か月に満たなかった残りの月数に相当する月数以内で、63,000円に満たなかった額を上限に助成することができるも

のとする。

(助成の申請)

第6条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、藤枝市一般不妊治療(人工授精)費助成金交付申請書兼請求書(第1号様式その1。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 一般不妊治療(人工授精)費助成事業に関する同意書(第1号様式その2)
- (2) 一般不妊治療(人工授精)費助成事業受診等証明書(第2号様式)
- (3) 一般不妊治療に係る領収書
- (4) 戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書(夫婦のいずれも日本国籍を有しないときは、婚姻届記載事項証明書等法律上の婚姻をしていることが確認できる書類)
- (5) 夫婦の前年(1月から5月までの間に申請しようとする場合にあっては、前々年)の所得を証明する書類

2 前項に規定する交付申請の提出期限は、原則として、不妊治療を受けた日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、市長が別に定める日までとする。

(決定の通知)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、助成の承認をしたときは、藤枝市一般不妊治療(人工授精)費助成金交付決定及び確定通知書(第3号様式)により申請者に通知する。また、助成を認めないときは、理由を付して藤枝市一般不妊治療(人工授精)費助成事業不承認決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第8条 市長は、前条前段の規定により、交付決定したものに対し、速やかに助成金を指定する口座へ振り込むものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段によって助成金を受けた者に対し、その返還を求めることができる。

2 前項の規定により返還を求められた者は、速やかに市長に返還しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。